

第23回 放射線遮蔽設計規程検討会 議事録

1. 開催日時：平成31年4月9日（火） 13：30～16：00
2. 開催場所：日本電気協会 D会議室
3. 参加者（順不同，敬称略）
 - 出席委員：飯田主査（東京電力HD），工藤副主査（MHINS エンジニアリング），秋宗（関西電力），伊藤（日本原子力発電），石谷（北海道電力），望月（中部電力），眞田（四国電力），中村（九州電力），柳沢（電源開発），田山（日立GEニュークリア・エナジー）
(計10名)
 - 代理出席者：佐藤（中国電力・南代理），小西（東北電力・渡部代理），河上（東芝エネルギーシステムズ・松下代理），岸（北陸電力・田口代理）
(計4名)
 - 欠席委員：柴田（富士電機），村松常時参加者（原子力安全推進協会）
(計2名)
 - 事務局：小平（日本電気協会）
(計1名)
4. 配布資料
 - 資料23-1 放射線遮蔽設計規程検討会 委員名簿
 - 資料23-2 第22回放射線遮蔽設計規程検討会議事録（案）
 - 資料23-3 JEAC4615「原子力発電所放射線遮蔽設計規程」宿題事項確認表
 - 資料23-4 改定案に対する修正案確認表
 - 資料23-5 「原子力発電所放射線遮蔽設計規程：JEAC4615-20XX」新旧比較表
 - 資料23-6 スケジュール（案）

参考資料-1 原子力発電所 放射線遮蔽設計規程（JEAC4615）改定に係る補足説明資料
参考資料-2 引用法規／基準類の関連個所について

5. 議事

議事に先立ち，事務局より競争法などに抵触する発言を控えるよう依頼があった。

(1) 代理出席者，会議定足数及び配付資料の確認

出席委員数は14名であり，定足数（委員総数(15名)の3分の2以上の出席）を満たしていることを確認した。また，資料の確認があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より資料23-2に基づき，前回議事録案の紹介があり，一部修正のうえ，承認された。

- ・P2 (4) 2) ① : JEA → JEAC
- ・P3 最後の行，P4 最初の行 : 郡 → 群

(3) JEAC4615 原子力発電所放射線遮蔽設計規程の改定について

1) 宿題事項の確認について

主査・副主査より資料 23-3 に基づき、これまでの宿題事項を整理した説明があった。

○赤字が前回からの変更箇所である。

【主な質疑・応答】

・No.21 は資料に記載の主旨でよろしいか。

→良い。分科会から（管理規程（仮称））を作成せよと指示が出るまで3 検討会では待つということになっており、遮蔽設計規程検討会に特化したものでもない。

2) 各委員からの規程修正案の確認

主査・副主査より資料 23-4 及び 23-5 に基づき、各委員から寄せられた修正案について一つずつ説明し議論がなされた。

【主な質疑・応答】

・5 月から元号が変わるので気をつけることとする。

・(1 番) ～ (3 番), (9 番) ～ (11 番) は資料 23-4 の事務局対応で同意。

(4 番)

・キャスクの記載を追記するが、なぜ () 書きにしたのか。

→3 月 18 日の規制委員会にてパブコメ対応が諮られ規則等の改正が了承された。現在、若干の語句を見直し中で発行が遅れているが、3 月 18 日の資料で規制側の記載（規則の解釈）も () 書きに修正されている。現案の記載だとタービン建屋等の中性子源も含めるように読めてしまうので、「～他の施設と合算し、中性子を含め実効線量で～」を「～他の施設の γ 線とキャスクからの γ 線及び中性子線とを合算し、実効線量で～」と修正したい。() 書きとした理由は良く分からない。

・規程の本文であることから () 書きを外して、言葉で丁寧に書きたい。

→ () 書きで書くことで分かり易くするという目的ではあった。

・「なお、」として () を外して最後に足す記載としたい。

→拝承。

・「キャスクを設置しない場合」という逆の場合も表現を入れる必要はないか。

→違和感がある。なお書きで十分と思われる。

→キャスクがない場合は施設の γ 線で $50 \mu \text{Gy/年}$ 、キャスクがある場合は施設の γ 線+キャスクの γ 線及び中性子線で $50 \mu \text{Sv/年}$ 、という 2 種類であること。また、本規程は γ 線の評価であることを主体とした書き方としているので、中性子線を足す場合をなお書きとすることで収まりが良いと思われる。

(5 番)

・規則、ガイドは「 Gy/y (あるいは Sv/y)」という単位表記で、解釈では「年間 μGy (あるいは μSv)」という単位表記で異なるが、これで良いか。

→とりあえずこのままとするが、ガイドの記載を再確認する。

(6 番)

・ガンマ線を主体とした書き方をしているので、「ガンマ線」は削除しない。

→拝承。

(7 番)

- ・緊急時制御室遮蔽の説明では、「重大事故等」の定義は規制基準にあるが、「特定重大事故等」の定義がないので、定義のある「特定重大事故等対処施設」を使いたい。逆に緊急時対策所遮蔽では「重大事故等」を使わずに表現したい。

→両者の整合をとるといふ趣旨であれば異論はない。

- ・「事故対策操作を行う従事者」に「等」を付けたい（前回コメント）がいかかがか。
- ・「事故対策操作等を行う従事者」か「事故対策操作を行う従事者等」か「事故対策操作等を行う従事者等」が考えられる。
- ・規制基準を考慮すると「従事者」ではなく「要員」ではないのか。
- ・規制基準に合わせて「指示要員」などと表現するか。

→本規程の 1.序論 1.1 目的 のところに「従事者」という言葉で表現しているので、「事故対策操作等を行う従事者」とする。緊急時対策所遮蔽の説明記載も同様とする。

- ・緊急時対策所遮蔽では 2 つ案（or を挟んで上下二つ）があるがどちらが適切か。

→下の案が良いが、持ち帰って確認する。

(8 番)

- ・中央制御室遮蔽の引用は「別表第二」（工事計画の記載事項）からであり、「別表第一」（工事計画の対象工事）は位置づけが違うはず。

→「別表第二」だけを引用する。

(12 番)

- ・本文 P16 4.4 e)（資料 23-5 では 21/37 ページ）は「事故時の直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線は」は「事故時の直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線については、」に修文した方が分かり易い。

→拝承。

(13 番)

- ・評価点はわざと明記をしない（必ずしも部屋の中央ではないこともある）。

→拝承。

(14 番)

- ・キャスクについては本文へは反映しない（解説止まり）こととしたい。

→拝承。

- ・キャスク保管建屋に「炉心燃料から漏えいした核分裂生成物及び放射性腐食生成物」を保管しているサイトはないし、「など」とも記載があるのでキャスク保管建屋の記載は削除したい。

→拝承。

(15 番)

- ・「(二次格納施設境界)」を削除する理由は、「存在しないことから」ではなく「(実態と) 合致しないことから」という理由にするのが正しい。

→拝承。

(その他)

- ・資料 23-5 の 33/37, 35/37 ページの解説表 5-1 に緊急時制御室遮蔽と緊急時対策所遮蔽の二つを加えている。右欄の計算コードの記載に間違いがないか各社で確認頂きたい。

- ・資料 23-5 の 5/37, 6/37 ページの関連法規などは、最新のものであることを本規程確定時まで副主査の方でウォッチして頂くこととする。

- ・資料 23-5 の 33/37 ページの解説表 5-1 で事故時線量の欄に「○」が付いているが、「事故時」ではなく「事故等時」という表現の方が適切ではないか。

→BWR は日立さん、PWR は MHI の方で案を作成して頂くこととする。

(4) 今後のスケジュール

主査より資料 23-6 に基づき、今後のスケジュールの説明があった。

【主な説明】

- ・5月28日開催の放射線管理分科会への報告は比較表をメイン資料とする。
- ・次回検討会を5/13(月)か5/14(火)か5/16(木)で調整する。事務局へ連絡のこと。
- ・比較表の修正案は次回検討会の前に事前にメールで配布することとする。

以 上